

令 4 薬 務 第 1 0 3 2 号
令和 5 年 (2023年) 3 月 8 日

一般社団法人山口県医師会長
一般社団法人山口県病院協会
公益社団法人山口県歯科医師会長
公益社団法人山口県獣医師会長 様
一般社団法人山口県薬剤師会長
山口県病院薬剤師会長

山口県健康福祉部薬務課長

病院及び診療所における麻薬管理者に係る注意事項について

麻薬行政につきましては、平素から格別な御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のチラシと併せて、県薬務課のホームページにおいて「麻薬免許の手続きに関するQ&Aについて（病院・診療所向け）」のページを作成し、特に年度初めに必要となる手続きについて掲載しましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/198660.html>)

麻 薬 毒 劇 物 班
担 当 : 奥 田
TEL:083-933-3018
FAX:083-933-3029

麻薬施用者がいる病院・診療所のみなさまへ (麻薬管理者についての注意事項)

法の定めにより、2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者1人を置かなければなりません。

(麻薬及び向精神薬取締法第33条)

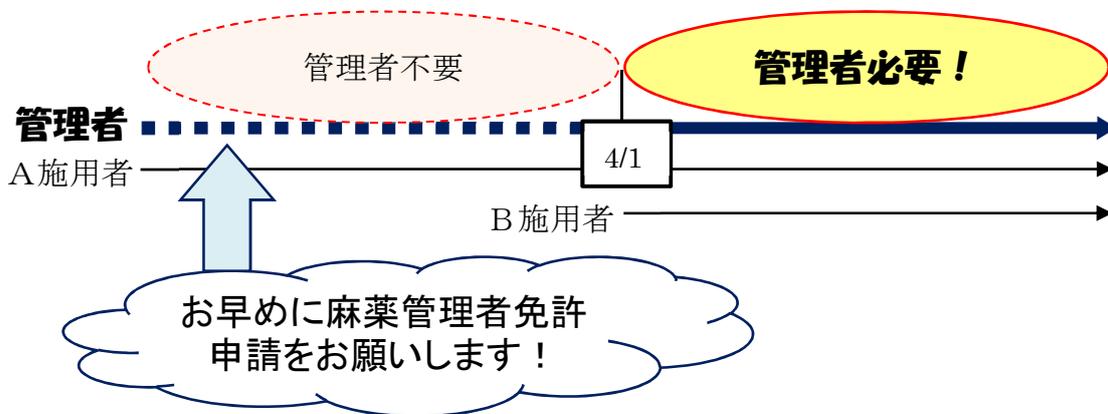
例えば、以下の場合、あらかじめ麻薬管理者免許申請が必要です。

- ✓ 麻薬施用者1人の病院・診療所に、新たに2人目の麻薬施用者が勤務するとき
- ✓ 現在の麻薬管理者が別の人に交代するとき

特に人事異動の多い年度初めは、手続きが漏れやすいのでご注意ください。

【例】

A施用者のみが勤務している診療所に、4月1日から新たにB施用者が勤務し始める場合（麻薬施用者が1人→2人）



その他、麻薬施用者免許のよくある手続きについて、山口県薬務課のホームページで紹介しています。

手続きについてご不明な点がありましたら、管轄の健康福祉センターまたは山口県薬務課にご相談ください。

山口県薬務課HP



★お問い合わせ窓口★

山口県薬務課 麻薬毒劇物班 083-933-3018
各健康福祉センター(岩国、柳井、周南、山口、宇部、長門、萩)
※下関市内の事業者の方は県薬務課へお問い合わせください